

3 佐藤英行議員

- 1 地域医療について
- 2 原子力防災計画の実効性について



1 地域医療について

市民自治を考える会の佐藤です。2項目の一般質問をいたします。
真摯な答弁を求めます。

最初に、地域医療についてであります。

岩内町における地域医療は主に岩内協会病院がその任を実質的に担っている現状があります。

本年1月から医師不足により救急患者受け入れが行われなくなり、町民は急な傷病になった時など不安の中におりました。

4月14日からは日中の急患の受け入れが再開されましたが、いまだ24時間受け入れとはなっておりません。

平成25年第4回定例会での本堂議員及び私の一般質問、また平成26年第1回定例会で志賀議員、前田議員が地域医療について質問をしておりますが、町長の答弁としては、「常勤医師の確保が最重要課題であることから社会事業協会本部、また北海道、医師会に対して医師確保のための要請を行って来た」と答弁しております。

また、平成26年度町政執行方針の中で、「岩内協会病院につきましては、現在、常勤医の不足により、救急受け入れの一時休止が続いておりますが、町としては、北海道社会事業協会はもとより、北海道や北海道医師会、北海道病院協会等に対し、常勤医師と救急代替病院の確保を強く要請するとともに、岩内古宇郡医師会にもご協力をお願いしているところであり、今後とも積極的に要請活動等に取り組んでまいります」とあります。

岩内協会病院が公的病院としてその使命を果たすため、24時間救急患者受け入れの実施、人工透析の早期実施に向けた、関係機関への要請行動は当然のことではありますが、要請だけではなく、町として岩内協会病院に対して具体的な支援も不可欠と考えます。

そこで2点質問します。

本年度の24時間救急患者受け入れ体制、及び早期の人工透析実施に向けた岩内協会病院への具体的な支援をお知らせください。

また、継続的な支援の考え方をお示しください。

【答 弁】

町 長：佐藤議員からは、2点にわたるご質問であります。順次、お答えいたします。

1点目は、地域医療について、2項目のご質問であります。

1項めは、本年度の24時間救急患者受け入れ体制及び早期の人工透析実施に向けた、岩内協会病院への具体的な支援についてであります。

これまで、北海道社会事業協会本部及び岩内協会病院との意見交換の中で、24時間救急患者受け入れ体制及び、早期の人工透析実施についての最重要課題は、医師の確保による医療体制の強化であるとの認識で、一致しております。

また、このことは、岩宇地域全体の問題でもあることから、今後も、4町村間の連携を図りながら、岩内協会病院の医師確保について、北海道及び北海道医師会などの関係機関に対し、協力要請を継続してまいりたいと考えております。

なお、具体的な支援につきましては、協会本部及び岩内協会病院からの要請があった段階において、岩宇4町村で内容を十分協議し、対応を検討してまいりたいと考えております。

2項めは、継続的な支援の考え方についてであります。

岩内協会病院に対しましては、長年にわたり岩宇4町村が歩調を合わせて、病院建設や医師対策などに対し、必要に応じて、財政的支援を行ってまいりました。

町のこうした姿勢については、基本的に変わりはないものの、大切なことは、病院、行政及び地域住民が、それぞれの役割を果たし、岩内協会病院が、地域の中核病院としての機能を十分に発揮できるよう、努力していかねばならないものと考えております。

いずれにいたしましても、町民の安全・安心な生活には欠かすことのできない、地域医療体制を構築するために、今後も、岩内協会病院や、岩内古宇郡医師会とも連携しながら、その対策に取り組んでまいります。

< 再 質 問 >

1点目の地域医療の関係であります。

6月13日、高橋北海道知事が岩内協会病院を訪ねてきたという新聞報道がありました。

その中で、地域医療の充実について安心した生活に医師確保は不可欠、優先的に体制忠実を指示していきたいと述べたと記事が載っております。

これについては、24時間救急患者受け入れ、そして人工透析の早期実施に向けた、ひとつのスタートかなとそう判断しております。

当町においても、この道の言葉をきっちりとらえた中で救急医療、24時間体制そして人工透析これを推進するために、え一道と連携しながら推し進めていただきたいと要望でございます。

2 原子力防災計画の実効性について

次に、原子力防災計画の実効性について。

3月25日から27日にかけて、福島県へ行き福島第一原発事故時の状況を、富岡町、大熊町、二本松市、南相馬市、福島市、川俣町、浪江町、葛尾村、伊達市、飯館村の県会議員、自治体議員、僧侶、農業者などまたその当時役場の課長をしていた方も含め18名から話を聞いてきました。

この中にはいまだ故郷に戻れず会津若松市や福島市で仮設住宅にお住まいの方もいました。

安全協定や避難計画は現実にはどうであったかを聞いてまいりました。

「避難させられたところが高線量のところがあった」「(避難訓練は) やってはいましたが、小規模で現実に関に合うような訓練ではなかった」「安全協定はありましたが、一切機能しませんでした」「役場の知らせを待つようではだめですよ」「四方に逃げ道を作っておくこと。風もころころ変わります」「道路も使えないこともありうるんです」「ほとんどの人は自主避難という方法を選んだ、ところがその当時ガソリンがなかった」「3月14日夜9時ごろ、オフサイトセンターの職員がすべて避難したという情報が入ってきた。

これでは原発のコントロールはできないでしょうということで、即避難を決定して9時15分には避難をするための防災無線を流して避難の準備に入りました。どうも国があまりにもなおざりだということもありまして、国のことは一切信用しないという判断を当初からしていました。県の方でも、国の方から何の対応もないのでということでした。」「国のいつていることをまともに受けていたのではだめだ、福島市へ来ましたが、夜中の12時につき、朝6時には次の避難場所を探し、80キロ以上ある会津へ避難しました」「浪江町の場合は46都道府県に分散して避難しています」「当時SPEEDIの情報は、県庁までメールとFAXで入ってきてはいましたが、関係市町村には伝えませんでした」「情報がないということは、いらぬ被害を増やす」等々と現実には役に立たず実効性がなかったとの意見でした。

この福島の実現を踏まえて泊原発の原子力防災計画、及び避難訓練が実行されるものと思っています。事故が起きた場合のその実効性について質問します。

1. 町民に対して放射能から防護する措置はどのような手段で伝達させるのか。
2. 国の指針では、段階的避難の必要性を指摘しているが、岩内町では段階的避難について検討しているのか。また、町民はそれを了解し実践できるのか。
3. 自家用車を利用できない人の一時集合場所は決まっているのか。その場所は被ばくが最小限になるところなのか。
4. 避難ルート情報は町民に周知しているのか。
5. 災害弱者も含めた避難者を考慮した移動手段はどのように選択されると考えているのか。
6. 車両のスクリーニング・除染はどのように考慮しているのか。
7. 複合災害や気象条件による避難経路の制約はどのように考慮しているのか。

以上答弁を求めます。

なお、再質問は留保いたします。

【答 弁】

町 長：2点目は、原子力防災計画の実行性について、7項目のご質問であります。

1項めは、町民に対して放射能から防護する措置は、どのような手段で伝達させるのかについてであります。

泊発電所における事故時の防護措置につきましては、原子力災害対策指針等により、緊急事態区分として活動レベル（EAL）と運用上の介入レベル（OIL）に基づき避難等の防護措置が取られることになっております。

こうした事態に至った場合には、速やかに国・道との緊密な連携のもと、広報体系を一元化して迅速かつ的確に、広報車両や防災行政無線、テレビ・ラジオなど様々な情報伝達手段を活用し、町民の方々が取るべき行動等必要な情報を速やかに提供することとしております。

2項めは、岩内町における段階的避難の検討と町民の了解と実践についてであります。

緊急時防護措置準備区域（UPZ）となる岩内町の段階的な避難につきましては、原子力災害対策指針等により施設敷地緊急事態に至った場合には、屋内退避の準備、全面緊急事態では、国又は知事からの指示に基づく、速やかな自宅内やコンクリート施設による屋内退避となっております。

その後、事態が進展しプラントの状況が悪化した場合には、段階的な住民避難・一時移転となるなど、防護措置を指示するための判断基準により、段階的避難が示されているところであり、これに沿った対応となるものであります。

こうした段階的避難の内容につきましては、本年3月に北海道と岩内町が作成・全戸配布した、原子力防災のしおりに掲載をしているところでありますが、今後、より一層、町民の方々に段階的避難の必要性や理解が得られるよう、広報活動や訓練等を実施する中で、実践できるよう努めてまいります。

3項めは、自家用車を利用できない人の一時集合場所と、その場所は被ばくが最小限となることについてであります。

自家用車避難者以外の避難者につきましては、町が指定している小中学校など15箇所のコンクリート屋内施設に地区ごとに集合することを基本としておりますが、悪天候などの場合は、自宅等による屋内退避としており、その後、バス等を利用し札幌市に開設されます、一時滞在場所に集合することになります。

屋内退避の指示が出された場合には、放射性物質の吸入抑制やガンマ線などの放射線を遮へいするため、ドアや窓を全部閉める、換気扇を止めるなど屋内退避における留意事項を広報車両や防災行政無線等により周知し、避難場所における、被ばくの低減が図られるよう努めてまいります。

4項めは、避難ルート情報は、町民に周知しているのかについてであります。

自家用車による避難につきましては、本年3月に全戸配布した原子力防災のしおりにおいて、自家用車避難における注意事項や避難経路地図を掲載しているところであります。

この中で、岩内町の避難先である札幌市内に設置される一時滞在場所までのルートや途中の休憩場所となる道の駅などの施設連絡先を掲載するなど、自家用車避難者への周知を図ったところであります。

今後は、年内に開催予定である町内会・自治会長を対象とした説明会を開催する中で、自家用車利用者の把握とともに避難経路についても説明を行う予定であります。

5項めは、災害弱者も含めた避難者を考慮した移動手段はどのように選択されると考えているのかについてであります。

事故時における避難方法につきましては、自家用車とバス等による避難としており、バス等による避難につきましては、町が指定した集合場所から避難所に移動することになります。

しかしながら、災害時要配慮者の避難時の移動手段につきましては、社会福祉施設・医療機関などから福祉専用車両の確保が必要との意見も頂いていることから、各施設での必要台数などを調査し、北海道へ要請することとしております。

また、在宅の要配慮者につきましては、福祉専用車両の確保などが困難な場合は、北海道や防災関係機関に対し、救出の応援要請により対応することとしております。

6項めは、車両のスクリーニング・除染はどのように考慮しているのかについてであります。

UPZである本町においては、屋内退避や避難等の防護措置が実施され、避難や一時移転が指示された場合には、避難先に到着する前に北海道が開設する救護所において、放射性物質による汚染を受けていないかを確認するスクリーニングが行われることとなっております。

なお、開設場所は、事故の状況に応じて北海道が決定することになっております。

7項めは、複合災害や気象条件による避難経路の制約はどのように考慮しているのかについてであります。

本町における札幌市までの避難経路につきましては、倶知安町経由で中山峠を中継し、一時滞在場所である札幌市の北海道立総合体育センターに集合することになっております。

避難時に指定経路が地震災害や気象条件により通行止めとなった場合には、他の道路を使つての避難となりますが、通行止めが多岐になるなど陸路による避難が困難と判断された場合には、航空輸送や海上輸送などにより対応することになっております。

以上です。

< 再 質 問 >

原子力防災計画の実効性についてでありますけれども、えーまず1番目のどのような手段で伝達という中で、まあ行政無線とかラジオとかその他もろもろ、えー様々な手段という話がありました。

また、2番目の町民はそれを了承、了解して実践できるのかという中でも、3月に全国にリーフレットを配付し、広報や訓練でそれを周知していくという答弁であります。

いずれにしても、防災無線や広報やらで周知をしていく、そしてたとえば避難ルートについては、町内会、自治会長を集めてそれに対して説明をしていくとゆうことでありますし、この中でやはり防災計画や避難計画の実効性を高めるためには、地域住民の理解を得なければなりません。

避難をする主体は地域住民です。その住民がその理解をしなければならない。

そこで、これまではまあ町長は町民に対しての周知は、先程もいきましたように町内会長会議とか広報誌で行おうとしています、全く不十分です。

たとえば、屋内待避場所エリアやあるいは町内会毎のきめ細やかな周知が必要だと私は、考えます。

またそれが、当然だと思います。

それが、町民が実効性ある防災計画や避難計画をきっちり自分の日常に認知していくということになると思います。

えーそれで、防災計画や避難計画の実効性を高めるために住民に直接計画の内容の説明をする、説明会を開く考えはないのかお尋ねいたします。

【答 弁】

町 長：佐藤議員の再質問にお答えいたします。

原子力防災計画の実効性について、計画の実効性を高めるために、直接地域住民への説明会を開催する考えはないのかとのことについてであります。

防災計画の内容等につきましては、防災のしおりの全戸配付や防災計画のホームページへの掲載など、広報媒体を活用した広報活動に加え、このたび年内に町内会・自治会長を対象とした防災計画についての説明会の開催を予定しているところであります。

今後は、町内会・自治会との連携のもと要請等があった場合には、町内会等に直接出向き説明するなど、町民の理解がより一層深まるよう努めてまいります。

以上。

< 再々質問 >

再々質問をいたします。

前回よりも、町内会・自治会会長からいわゆる要請があった場合には、説明に出向くというのが、今回新しい説明が頂いたと思います。

しかしながら、全町民がこの防災計画をするいわゆる避難をする場合というのは、放射性物質が飛び交って中を屋内退避、又は集合場所に集合し、バスに乗ってくという手順になるわけですから、そういう手順も含めて、地域に入ったらあなたたちは個々の場所に避難するんだよとこいうゆう場合は屋内退避だよときめ細かな、対応が必要だと思いますので、ただ資料を全戸配付する、あるいはホームページといっても常にホームページをみてるわけでないし、すべての方がホームページやる、パソコン持ってるわけでないので、これについてはやはり町が率先して、町内に入って地域に入って説明すべきだと思います。

先日10日ですけども、道の方に行って、原子力安全対策課の担当者と話しして、道からもいわゆる町内に町民に対して、個別に説明するよう道からも働きかけてくれと私は、そう要望いたしました。

それも踏まえて、えー単なる要請でなくて、自ら町がそこに入って説明をしていくとそういう姿勢が必要だと思いますが、えー再度同じ質問をいたします。

もう一回、地域に入って直接説明をするという姿勢はないのでしょうか。よろしくお願いします。

【答 弁】

町 長：佐藤議員の再々質問にお答えいたします。

原子力防災計画の実効性について、直接地域に入って説明についてであります。

町民の方々への説明につきましては、これまで実施してきた広報活動に加え、町内会・自治会等への説明会を実施する中で、町民の理解がより一層深まるよう努めてまいります。

以上。